

ふるさと納税ワンストップ特例の適用を受けるには

「ふるさと納税ワンストップ特例制度」は、寄附時に申請いただくことで、確定申告をしなくても寄附金税額控除の適用を受けることができる制度です。

「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の適用をご希望の方は、「申告特例申請書」の記載内容をご確認いただき、必要事項を記入・押印の上、ご寄附いただいた翌年の1月10日までに綾部市秘書広報課秘書担当あてご提出ください。

その際、個人番号（マイナンバー）の確認のため、①個人番号カード（表裏）の写し、または、②番号確認書類（通知カード等の写し）と身元確認書類（運転免許証等の写し）、のいずれかをあわせてご提出ください。

この制度が適用されるのは、次に該当する方です。

○給与所得者等で確定申告をする必要がない方

⇒ 申告特例申請書の2. 申告の特例の運用に関する事項
①にチェックしてください。

○寄附先の都道府県及び市区町村が5団体以内の方

⇒ 申告特例申請書の2. 申告の特例の運用に関する事項
②にチェックしてください。

「申告特例申告書」をご提出いただいた後、記載内容に変更がある場合は、ご寄附いただいた翌年の1月10日までに、綾部市役所秘書広報課秘書担当にご連絡をお願いいたします。

「申告特例申請書」「申告特例申請事項変更届出書」は、綾部市公式ウェブサイトでごダウンロードできます。

【問い合わせ先】 ご不明な点がございましたら、以下までお尋ねください。

◎ふるさと納税全般について

⇒ 秘書広報課 ふるさと納税担当 ☎0773-42-4205

◎税金、税額控除について

⇒ 税務課 市民税担当 ☎0773-42-4235

※税額控除の詳細につきましては、お住まいの市区町村の個人住民税担当課へお尋ねください。

【送付先】 送付の際は、下の宛て名を封筒に貼り付けてご利用いただけます。申し訳ございませんが、郵送料等をご負担ください。

〒623-8501
京都府綾部市若竹町 8-1
綾部市役所 秘書広報課 行き